

委員会の運営について

1 宮城県企業局経営審査委員会運営要領について (全文は別添 1 参照)

公営企業の設置等に関する条例第 28 条に基づき、委員会の運営について必要な事項を定めるもの。

公営企業の設置等に関する条例 (昭和 49 年 3 月 30 日 宮城県条例第八号)

第 28 条 (委任)

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○ 構成 (目次)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 第 1 目的 | 第 6 委員の責務 |
| 第 2 会議の招集 | 第 7 会議の公開等 |
| 第 3 欠席の届出等 | 第 8 事務局 |
| 第 4 WEB 会議システム利用の可否等 | 第 9 外部アドバイザーの出席 |
| 第 5 所掌事務 | 第 10 雑則 |

○ 主な条項

第 4 WEB 会議システム利用の可否等

WEB 会議システムによる出席は、公営企業の設置等に関する条例第 26 条第 2 項に規定する出席として取り扱うものとする。

第 5 所掌事務

運営権者及び県によるモニタリング結果、利用料金の改定内容等について審議を行い、意見を述べるものとする。

第 6 委員の責務

委員は、中立かつ公平に審査を行わなければならない。

2 会議の公開・非公開の方針等について

情報公開条例第19条では、会議は原則的に公開で行う必要があり、そのうち、非開示情報が含まれる事項等について審議等を行う場合には、非公開の会議を開くことができると定められている。

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）

第19条（会議の公開）

実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

本委員会で扱う審議事項には、一般に公開することにより、特定の個人が識別される情報（情報公開条例第8条第2号）や、運営権者・株主の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報（同条第3号）等が含まれることが考えられる。

【具体例】

- ・ S P Cに勤務する従業員の名称等
- ・ 収支計画における費目毎の内訳
- ・ 改築等に係る予算または単価

以上のことから、本委員会は公開とするが、審議内容に非公開情報が含まれる場合には、会議の都度、一部非公開の判断を本委員会にて行うこととしたい。

3 その他（確認事項）

（1）傍聴要領について

（全文は別添2参照）

○ 主な事項

定 員：10名（会場に応じて、委員長の判断により増員を可能とする。）

手 続：定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定することとする。

遵守事項：写真撮影・録音等は、会議の支障にならない限り許容する。

（2）会議資料及び議事録について

会議資料は傍聴者等にも同様の内容で配布するものとし、会議の議事録と合わせて、宮城県ホームページにて公開する。

ただし、情報公開条例に基づく非開示情報は除いた内容とする。